

八峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

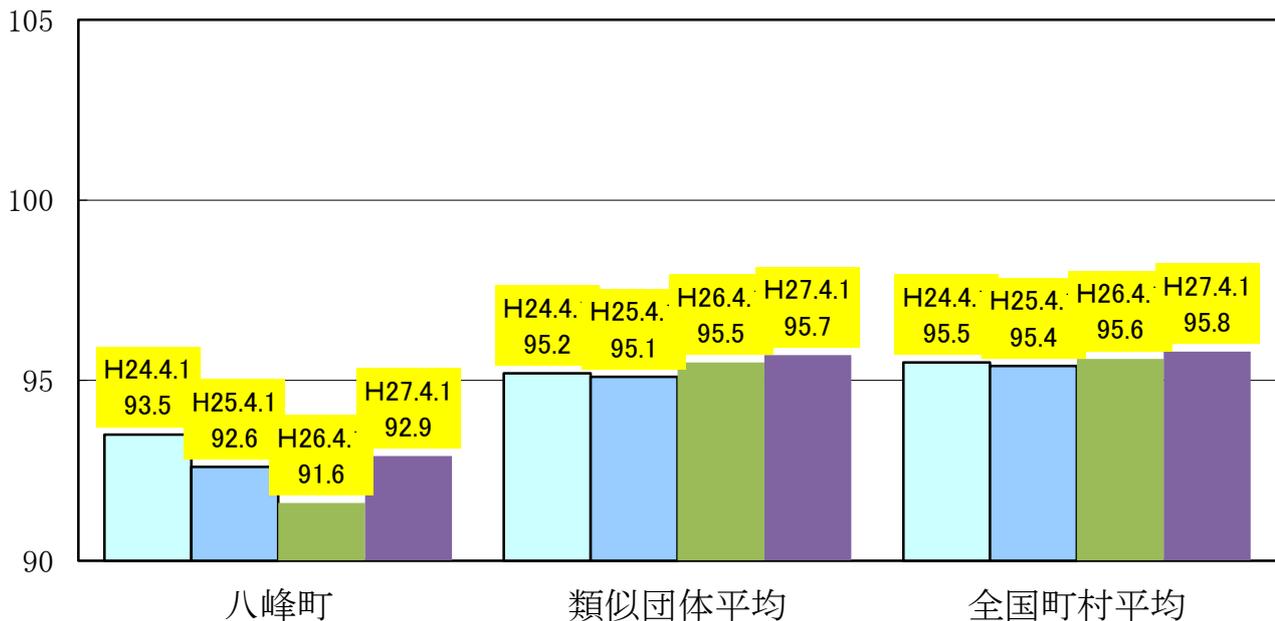
区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	7,893	6,283,037	508,545	1,020,706	16.2	14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	104	394,225	60,702	148,979	603,906	5,807	5,650

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、H26年4月1日現在の人数である。(給与実態調査による)
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	円 379,005	円 378,083	922 円 (0.24 %)	% 0.25	% 0.25	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	月 4.05	月 3.95	月 0.10	月 0.10	月 4.05	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日
(内容)
秋田県人事委員会勧告及び他町村との均衡を踏まえて見直しを実施予定。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八峰町	43.8 歳	312,427 円	364,224 円	340,229 円
秋田県	43.2 歳	338,254 円	405,002 円	371,437 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	42.0 歳	310,369 円	364,104 円	339,712 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
八峰町	53.8 歳	3 人	309,333 円	329,156 円	312,367 円	-	- 歳	- 円	-
うち用務員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
うち調理員	53.8 歳	3 人	309,333 円	329,156 円	312,367 円	調理士	45.5 歳	190,600 円	1.73
うちその他職員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
秋田県	49.9 歳	286 人	333,454 円	386,250 円	363,809 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	-	328,818 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	50.8 歳	4 人	303,696 円	328,292 円	317,840 円	-	- 歳	- 円	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八峰町	-	-	-
うち用務員	※ 円	※ 円	※
うち調理員	※ 円	3,325,400 円	※
うちその他職員	- 円	- 円	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年加重平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※個人が特定される事項については掲載しない(対象職員が2人以下の事項)。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		八峰町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,100 円	291,800 円	324,600 円
	高校卒	213,600 円	281,900 円	307,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

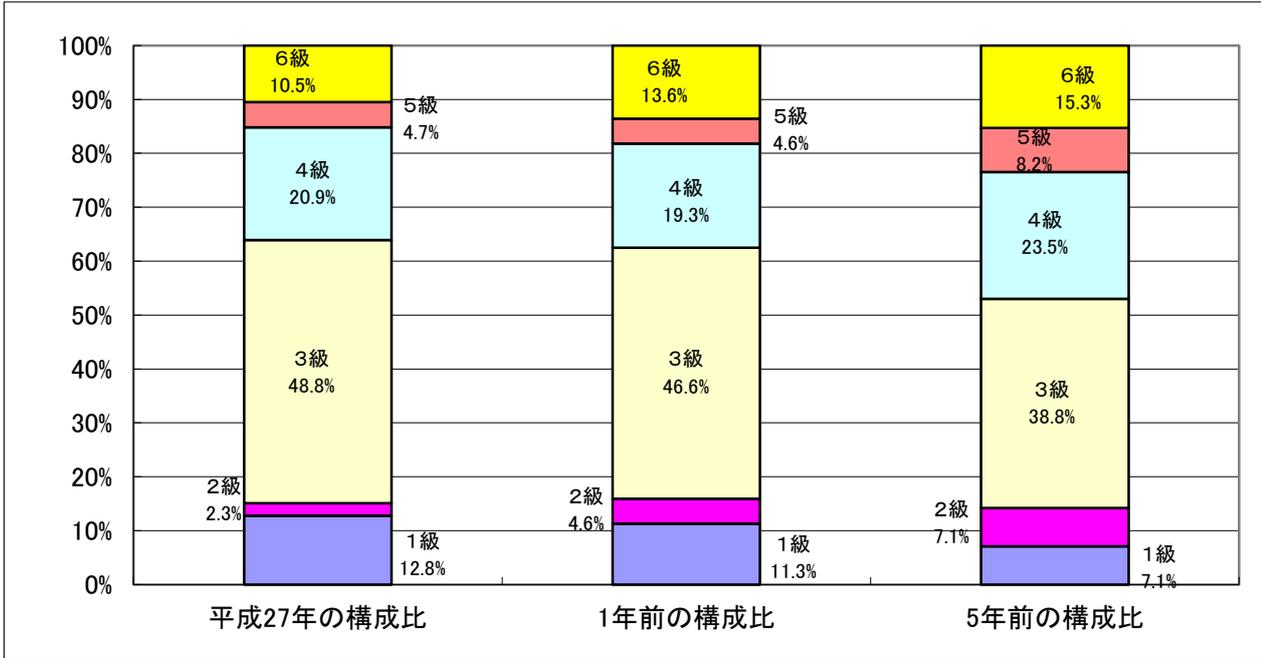
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	会計管理者、課長	9 人	10.5 %
5 級	課長、次長、参事	4 人	4.7 %
4 級	課長補佐、係長	18 人	20.9 %
3 級	係長、主査、主任	42 人	48.8 %
2 級	主任	2 人	2.3 %
1 級	主事、技師	11 人	12.8 %

(注) 1 八峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一般職の初任給、昇給、昇格等に関する規則に基づき、毎年1月1日を昇給日とし、昇給日前1年間における職員の勤務成績に応じて昇給を行う

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八峰町	秋田県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,432 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,611 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 (1.4)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.7)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 (1.4)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 10~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政)

基準日6ヶ月以内の期間における職員の勤務状況等に基づき支給している

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

八 峰 町				国			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分		勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	##### 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.5900 月分		勤続35年	41.325 月分	##### 月分	
最高限度額	49.590 月分	49.5900 月分		最高限度額	49.590 月分	##### 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			
1人当たり平均支給額 23,173 千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 …該当がありません

(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		56 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		11,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		5.8 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税事務手当	町税事務従事職員	町税の徴収、滞納整理	月額1,500円 滞納処分業務1件につき300円加算
防疫等作業手当	防疫等作業従事職員	感染症防疫処理	日額300円
特殊自動車運転手当	特殊自動車運転作業従事職員	災害時における特殊自動車運転	実働作業時間 6時間未満500円 超過時間1時間につき100円加算
有害物取扱手当	有害物取扱作業従事職員	塩素を使用する浄水業務	月額3,000円
行旅死体処理手当	行旅死体処理作業従事職員	行旅死体処理業務	日額1,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	22,614 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	217 千円
支給実績(25年度決算)	18,394 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	172 千円

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者は13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 *配偶者がいない場合1人については11,000円 ・満16歳年度当初から満22歳年度末までの間にある子がいる場合、1人につき5,000円を加算	同	同	16,354 千円	251,600 円
住居手当	借家、借間または自家に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員 *月額23,000円以下の家賃 …家賃-12,000円 *月額23,000円超、55,000円未満の家賃…(家賃-23,000円) × 1/2+11,000円 *月額55,000円以上の家賃 …27,000円	同	同	1,373 千円	274,600 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用者…運賃相当額 最高55,000円 ・自動車等利用者… 通勤距離により最高38,100円	同	同	5,352 千円	59,466 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 6級の職にあるもの…36,000円 5級の職にあるもの…34,000円 医師給料表の適用を受けるもの…82,000円	異	支給額	7,248 千円	426,352 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 …1時間あたりの給与額×125 ～150/100×勤務時間数	同	同	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 …1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同	同	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要により、週休美等に勤務した場合に支給 …1回の勤務につき8,000円 勤務時間が6時間を越えるときは150/100加算 勤務時間が2時間に満たないときは50/100の額	同	同	516 千円	32,250 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 …勤務1回につき4,200円	同	同	— 千円	— 円
単身赴任手当	異動により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に支給 …月額23,000円ただし、住居間の距離により加算あり	同	同	— 千円	— 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給(11月から翌年3月までの5ヶ月間) ・世帯主で扶養親族のある職員 …17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 …10,200円 ・その他の職員…7,360円	同	同	7,022 千円	67,519 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	市区町村長	750,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	558,000 円	()	870,000 円/	363,200 円	
	議 長	276,000 円	()	672,100 円/	405,600 円	
	副 議 長	242,000 円	()	364,000 円/	220,000 円	
	議 員	233,000 円	()	285,000 円/	172,000 円	
					263,000 円/	143,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)				
	副 町 長	2.925		月分		
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)				
	副 議 長	2.925		月分		
備 考	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×勤続月数		16,920千円	任期満了時	
	議 員	給料月額×勤続月数		7,450千円	任期満了時	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

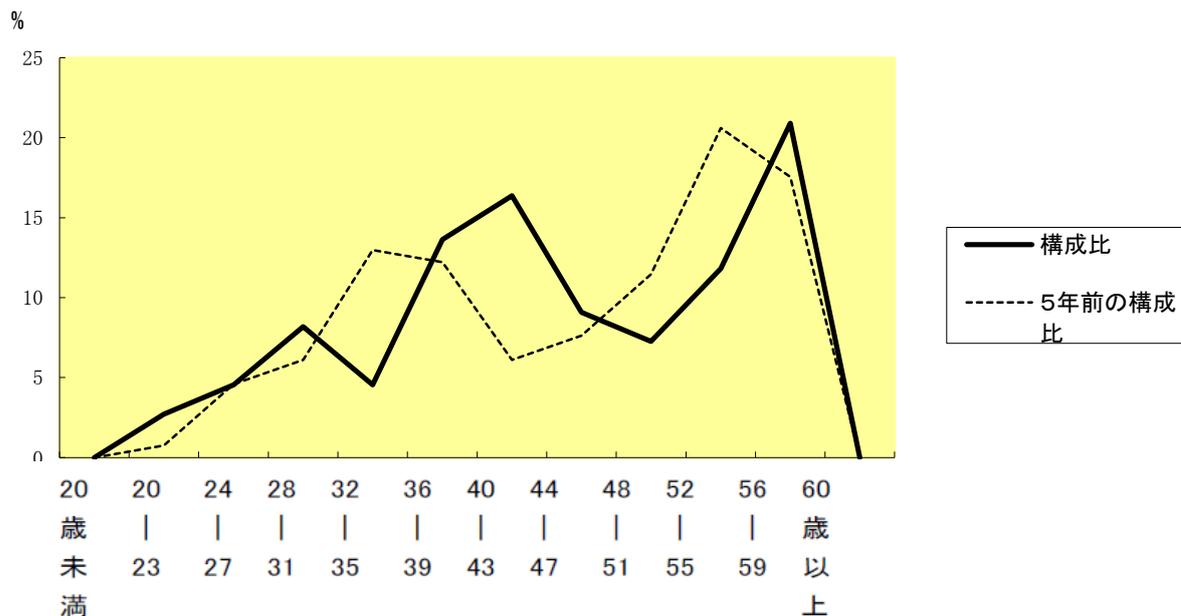
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	2	-1	
	総務企画	22	20	-2	退職による自然減
	税務	6	6	0	退職による自然減
	民生	22	21	-1	退職による自然減
	衛生	7	6	-1	
	農林水産	14	14	0	
	商工	6	5	-1	退職による自然減
	土木	9	9	0	
	計	89	83	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 125.10 人)
	教育部門	16	17	1	
消防部門					
小 計	105	100	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.95 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	6	6	0	
小 計	10	10	0		
合 計		115	110	-5	※教育部門には教育長を含んでいます <参考> 人口1万人当たり職員数 86.82 人

- (注) 1 職員数は地方公共団体定員管理調査における職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	5人	9人	5人	15人	18人	10人	8人	13人	23人	0人	110人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	114	116	112	107	104	100	▲16(▲13.3%)
教育	—	—	—	—	—	—	—
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	114	116	112	107	104	100	▲16(▲13.3%)
公営企業等会計	17	13	12	11	10	10	▲6(▲37.5%)
計	131	129	124	118	114	110	▲22(▲16.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数